

# 群馬大学医学部附属病院救命・総合医療センター規程

平成22. 4. 1 制定

改正 平成26. 4. 1 平成27. 4. 1

平成30. 4. 1

## (趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に置く、群馬大学医学部附属病院救命・総合医療センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 センターは、医療業務の高度化・効率化及び全人的・包括的医療並びに救急救命医療体制の確立を図り、あわせて教育・研究業務への支援を推進し、広く医学・医療の向上・発展に貢献することを目的とする。

## (業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 救急患者の診療業務に関する事。
- (2) 救急患者の診断・治療技術の開発に関する事。
- (3) 救命救急医療の臨床教育及び臨床研修に関する事。
- (4) 救命救急医療に係る病態生理の研究及び治療法の開発に関する事。
- (5) 救命救急等、先進医療の実践に関する事。
- (6) 初診患者に対するプライマリー・ケアの実践及び教育に関する事。
- (7) 専門外来との連携及び紹介に関する事。
- (8) 地域医療支援体制の確立に関する事。
- (9) 医療過疎地域に対する遠隔医療相談の実施に関する事。
- (10) 臨床実践教育の支援に関する事。
- (11) 科学的根拠に基づく医療の実践及び教育の支援に関する事。
- (12) その他救命救急医療及び総合診療に関する事。

## (職 員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 病院の主担当を命ぜられた教員のうちセンターの主担当を命ぜられた者
- (5) 医療技術職員
- (6) その他必要な職員

## (組 織)

第5条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 救急部門
- (2) 総合診療部門

(部門長)

第6条 前条各号の部門に、部門長を置き、センター長が指名する者をもって充てる。

(運営委員会)

第7条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、群馬大学医学部附属病院救命・総合医療センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 センターの事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、病院長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。